

序章 山口市景観デザインガイドラインとは

1. 山口市景観デザインガイドライン策定の目的

山口市景観デザインガイドライン（以下、ガイドライン）は、山口市景観計画における「地域の魅力の調和のためのルール」に示された景観形成基準について、景観づくりの主体となる市民、事業者、行政が、基準の考え方等について共通の認識を持つことができるよう、参考図・写真などにより、その内容をわかりやすく解説したものです。その他景観法に基づく届出制度の手続き等の解説も行っており、個々の建築行為等を行う場合の「景観まちづくりの手引書」として、市民、事業者の皆さんに広く活用していただくことを目的とします。

2. ガイドラインの構成

ガイドラインは、「手続きに関する解説編」と「基準に関する解説編」の2章により構成されています。

●第1章 手続きに関する解説編

景観法に基づく届出制度について、届出が必要な区域や届出の対象となる行為と規模、届出手続きの流れ等について、解説を行っています。

1. 届出が必要な区域（景観計画区域）
2. 届出の対象となる行為と規模
3. 届出手続きの流れ
4. 届出に必要な書類
5. 様式記入例

●第2章 基準に関する解説編

行為地別の景観誘導の考え方等を示すとともに、景観形成基準の各項目について、イラストや写真を交えながら、基準のねらいや具体的な配慮のポイントをわかりやすく解説しています。

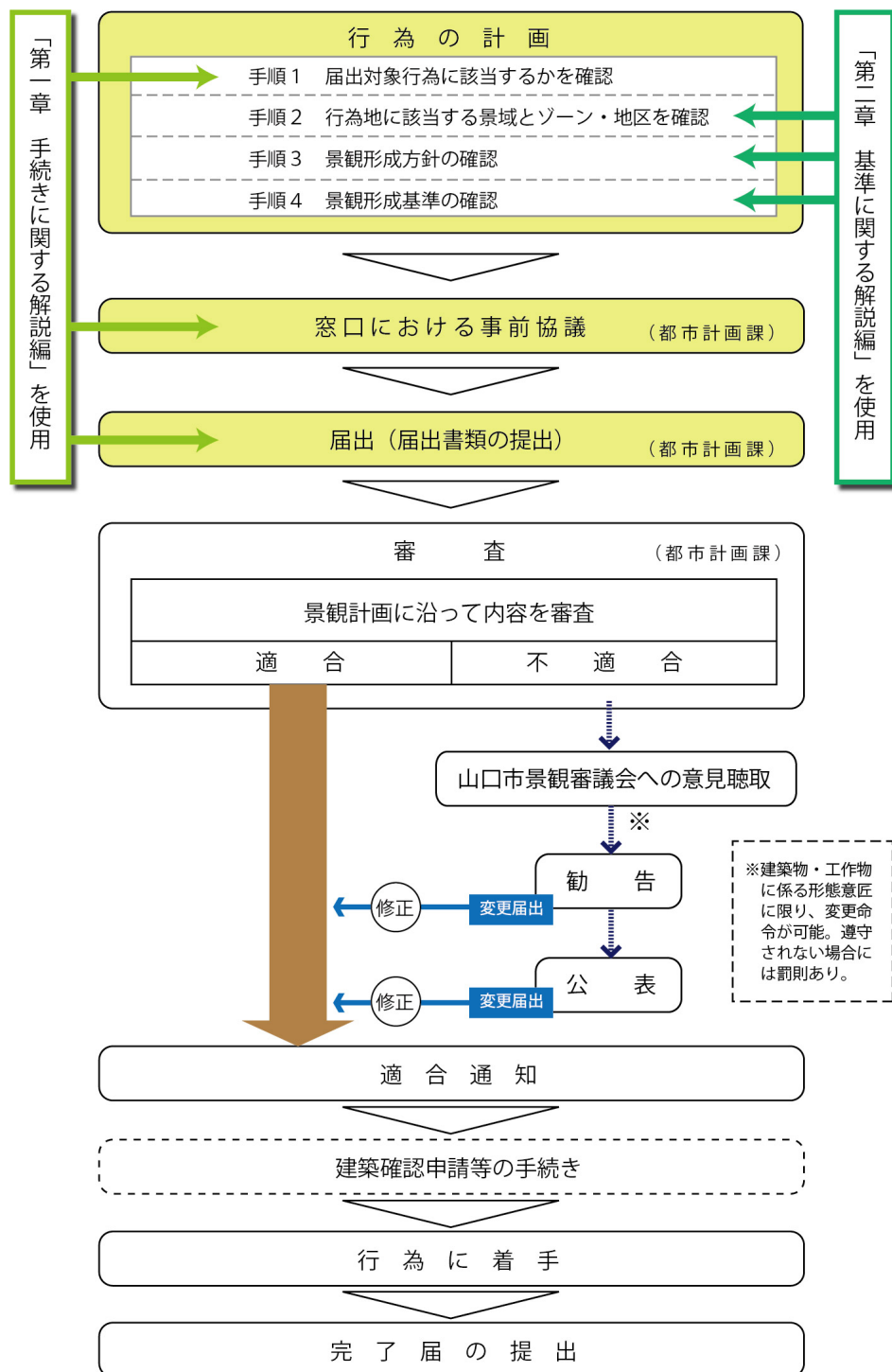
1. 景観誘導の考え方
2. 行為が複数の適用区域にまたがる場合の考え方
3. 景観形成基準の解説
 - （1）一般地域
 - ①山地・丘陵地ゾーン
 - ②田園・集落地ゾーン
 - ③市街地ゾーン
 - （2）景観形成重点地区
 - ①一の坂川周辺地区
 - ②新山口駅周辺地区
 - （3）太陽光発電施設の設置
 - （4）色彩計画の考え方

3. ガイドラインの使い方

市内で一定の規模を超える建築行為等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要です。

届出にあたっては、次のフローに従い、行為の計画・設計等を行ってください。

また、戸建住宅や小規模店舗など、景観法に基づく届出が必要のない場合においても、本ガイドラインで示す「第2章 基準に関する解説編」を参考に、景観に十分に配慮した計画・設計を行ってください。



▼行為の計画時におけるガイドラインの使用手順

手順1 届出対象行為に該当するかを確認する

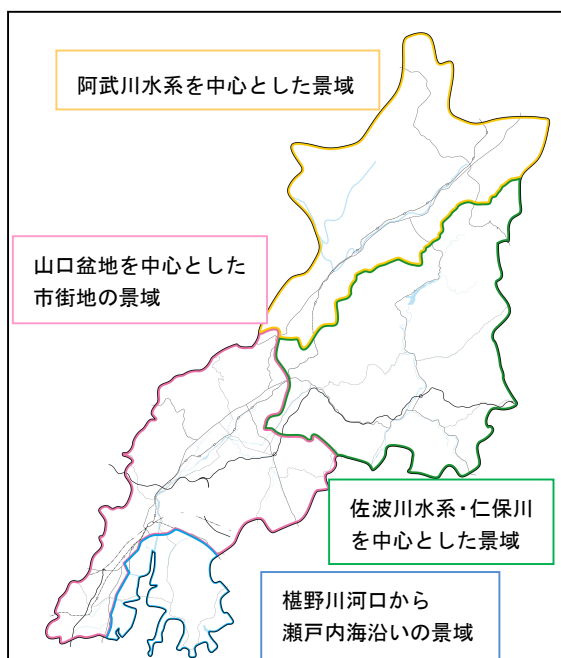
ガイドライン『第1章 手続きに関する解説編 2. 届出の対象となる行為と規模』を読んで、当該行為が届出対象となる行為・規模であるかどうかを確認します。

あわせて、届出手続きの流れや届出に必要な書類等についても事前に確認します。

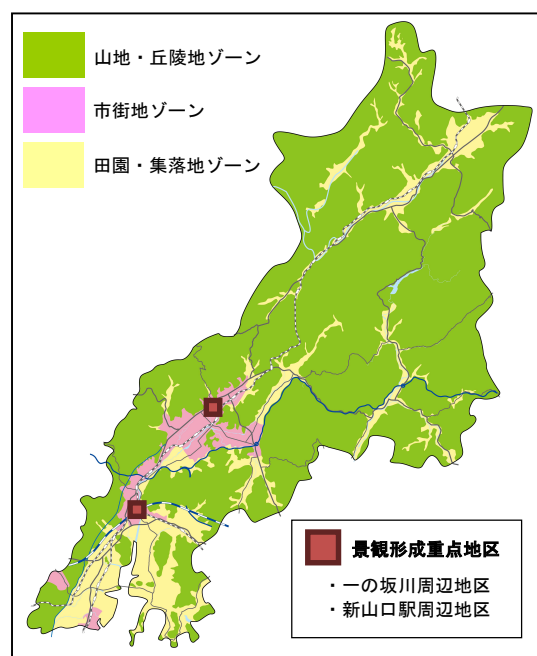
手順2 行為地に該当する景域とゾーン・地区を確認する

下記の図を参考に、当該行為地がどの「景域」や「ゾーン・地区」に該当するかを確認します。詳細を確認する場合は、山口市都市計画課までお問い合わせください。

①該当する「景域」の確認



②該当する「ゾーン・地区」の確認



手順3 景域別・地区別の景観形成の方針を確認する

手順2で確認した景域毎に、ガイドライン『第2章 基準に関する解説編 1. 景観誘導の考え方』と山口市景観計画『第3章 地域の特性を生かすための景観形成の方針』を読んで、景観形成の方針を確認します。

手順4 ゾーン・地区別の景観形成基準を確認する

手順2で確認したゾーン・地区毎に、ガイドライン『第2章 基準に関する解説編 3. 景観形成基準の解説』を読んで、基準の内容や配慮事項の考え方等について確認します。

第1章 手続きに関する解説編

1. 届出が必要な区域（景観計画区域）

山口市景観計画では、市全域を景観計画区域に設定しており、届出が必要な区域は、山口市の市域全体（地先公有水面を含む）で、「一般地域」として指定しています。

また、すでに特徴ある景観を有している地区や本市の景観形成において今後重要な役割を有する地区などについては別途、景観形成重点地区の指定を行うこととしています。

なお、景観計画区域内では、一定規模を超える建築行為等（届出対象行為の規定：有）を行う場合は、景観法に基づき、あらかじめ行為の届出（国の機関又は地方公共団体の場合：通知）が必要です。

▼届出が必要な区域



2. 届出の対象となる行為と規模

(1) 届出が必要な行為

1) 届出が必要な行為と規模等

【一般地域】・・・景観計画区域全域（景観形成重点地区を除く）

対象行為		対象となる規模等	
		用途地域	用途白地地域及び都市計画区域外
建築物の建築等	新築、増築、改築又は移転	○新築又は移転にあつては、高さが15m以上又は延床面積が3,000㎡（店舗の場合にあつては1,000㎡）以上のもの 増築又は改築にあつては、増築又は改築後の高さが15m以上又は延床面積が3,000㎡（店舗の場合にあつては1,000㎡）以上のもので、行為に係る面積の合計が500㎡以上のもの	○新築又は移転にあつては、高さが10m以上又は延床面積が1,500㎡（店舗の場合にあつては1,000㎡）以上のもの 増築又は改築にあつては、増築又は改築後の高さが10m以上又は延床面積が1,500㎡（店舗の場合にあつては1,000㎡）以上のもので、行為に係る面積の合計が500㎡以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが15m以上又は延床面積が3,000㎡（店舗の場合にあつては1,000㎡）以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1/2以上のもの	○高さが10m以上又は延床面積が1,500㎡（店舗の場合にあつては1,000㎡）以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1/2以上のもの
工作物*の建設等	新設、増築、改築又は移転	○高さが10m以上のもの（太陽光発電施設にあつては設置面積の合計が1,000㎡以上のもの）	○高さが10m以上のもの（太陽光発電施設にあつては設置面積の合計が1,000㎡以上のもの）
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが10m以上のもの（太陽光発電施設にあつては設置面積の合計が1,000㎡以上のもの）で、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1/2以上のもの	○高さが10m以上のもの（太陽光発電施設にあつては設置面積の合計が1,000㎡以上のもの）で、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1/2以上のもの
開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更（土砂の採取及び鉱物の掘採を除く）		○当該行為に係る土地の面積の合計が1,000㎡以上のもの	○当該行為に係る土地の面積の合計が1,000㎡以上のもの

注：電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物は届出（通知）の対象外です。

その他届出の対象外となる行為がありますので、詳しくはP.13を参照してください。

【景観形成重点地区】

		対象となる規模等	
区分 対象行為		一の坂川周辺地区	新山口駅周辺地区
建築物の 建築等	新築、増築、 改築又は移転	○全てのもの	○新築又は移転にあつては、高さが 15m以上又は延床面積が 3,000 m ² (店舗の場合にあつては 1,000 m ²) 以上のもの 増築又は改築にあつては、増築又は改 築後の高さが 15m以上又は延床面積 が 3,000 m ² (店舗の場合にあつては 1,000 m ²) 以上のもので、行為に係 る面積の合計が 500 m ² 以上のもの
	外観を変更す ることとなる 修繕若しくは 模様替又は色 彩の変更	○外観変更に係る見付面積の 合計が各面の見付面積の 1 / 2 以上のもの	○高さが 15m 以上又は延床面積が 3,000 m ² (店舗の場合にあつては 1,000 m ²) 以上のもののうち、外観 変更に係る見付面積の合計が各面 の見付面積の 1 / 2 以上のもの
工作物*の 建設等	新設、増築、 改築又は移転	○全てのもの	○高さが 10m 以上のもの ○太陽光発電施設 (建築物と一体とな った太陽光発電施設を含む。以下この表 において同じ。) ○屋外広告物 (建築物と一体となった屋 外広告物を含み、山口県屋外広告物条 例第 6 条第 1 項に規定する広告物又 は広告物を掲出する物件を除く。以下 この表において同じ。)
	外観を変更す ることとなる 修繕若しくは 模様替又は色 彩の変更	○外観変更に係る見付面積の 合計が各面の見付面積の 1 / 2 以上のもの	○高さが 10m 以上のもののうち、外観 変更に係る見付面積の合計が各面 の見付面積の 1 / 2 以上のもの ○太陽光発電施設 ○屋外広告物
開発行為、土地の開墾その 他土地の形質の変更 (土砂 の採取及び鉱物の掘採を 除く)		○全てのもの	○当該行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの

注：その他届出の対象外となる行為がありますので、詳しくは P. 13 を参照してください。

＊「工作物」の対象は次に掲げるもの。

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔、その他、これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 擁壁
- ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑥ 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの
- ⑦ 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- ⑧ 立体駐車場
- ⑨ 風力発電施設、太陽光発電施設その他これらに類するもの
- ⑩ ①～⑨に定めるもののほか、市長が指定し、告示するもの

【用語の解説】

a. 建築物

建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」。

b. 延床面積

建築基準法施行令第2条第3号に規定する「床面積」の合計。同第4号の「延べ面積」と同義。

c. 高さ

地盤面（地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面）から建築物又は工作物の上端までの最高高さ。

d. 見付面積

建築物（工作物）の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積（建築基準法施行令第46条第4項）。

e. 店舗面積

大規模小売店舗立地法第2条に規定する「店舗面積」。

f. 新築

建築物の存しない敷地（更地）に建築物を造ること。

g. 新設

工作物の存しない敷地（更地）に工作物を造ること。

h. 増築

1の敷地内にある既存の建築物（工作物）の延床面積又は高さを増加させること。

i. 改築

建築物（工作物）の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ること。著しく異なる場合は新築又は増築扱いとなる。

j. 移転

同一敷地内で建築物（工作物）を移動すること。他の敷地へ移す場合は新築又は増築扱いとなる。

k. 修繕

既存の建築物（工作物）の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。

l. 模様替

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事（例：木造の柱を鉄骨造の柱とし、土塗りの壁をコンクリートブロック造の壁とする工事等）。

m. 設置面積

太陽光発電施設におけるモジュール（パネル）の合計面積。

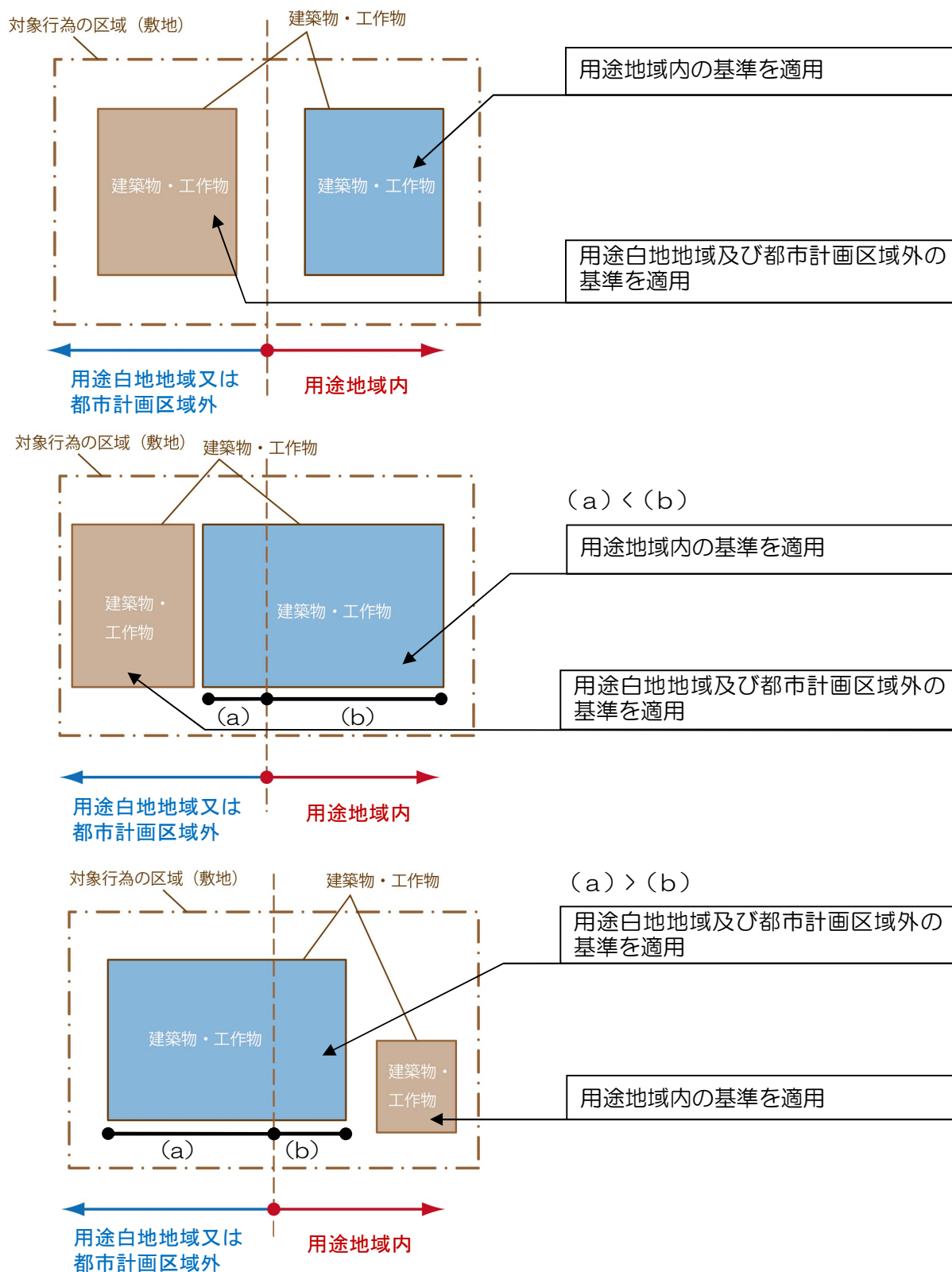
n. 開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」。

2) 届出対象行為の考え方(詳細)

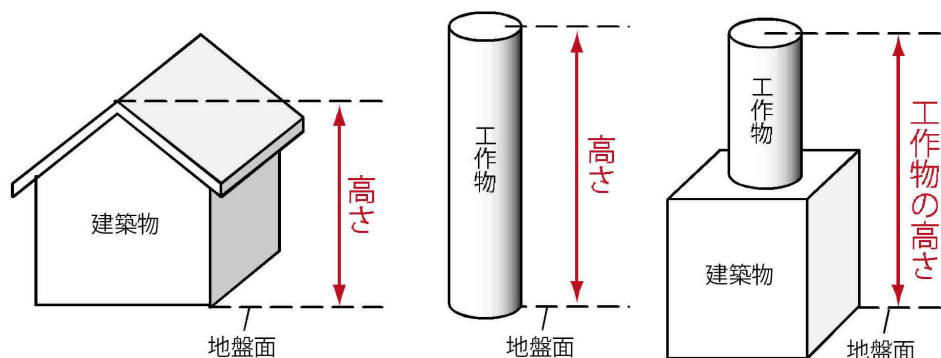
対象行為の区域が用途地域内外をまたがる場合の措置(建築物・工作物)

※延床面積は、棟単位での扱いとします。したがって、既存部分から独立して敷地内に建築物を増築する場合における延床面積は各棟の合計面積ではありません。



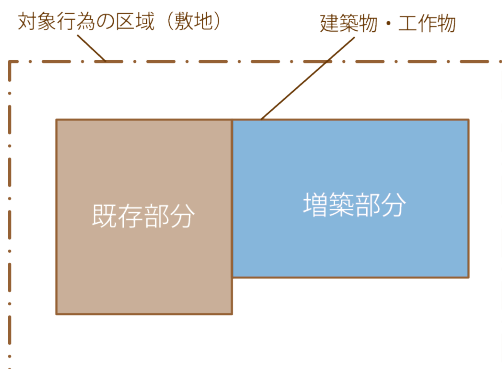
建築物・工作物の高さの取扱い

※避雷針やアンテナなどの建築設備、その他格子状の手すりや旗竿などの見通しのきくものは「高さ」に含みません。



建築物の増築の場合

① 同一棟において増築する場合 (延床面積の取扱い)



【用途地域】

既存部分＋増築部分 $\geq 3,000 \text{ m}^2$ かつ
増築部分 $\geq 500 \text{ m}^2$

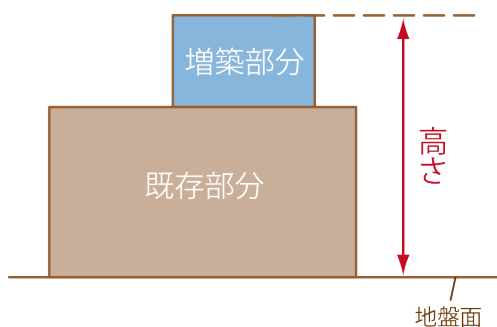
【用途白地地域及び都市計画区域外】

既存部分＋増築部分 $\geq 1,500 \text{ m}^2$ かつ
増築部分 $\geq 500 \text{ m}^2$

※景観形成基準は増築部分のみ適用します。

→ 届出必要

(高さの取扱い)



▼既存部分の上部に増築する場合は、既存部分の高さに関わらず、地盤面から最高部までの高さで判断します。

【用途地域】

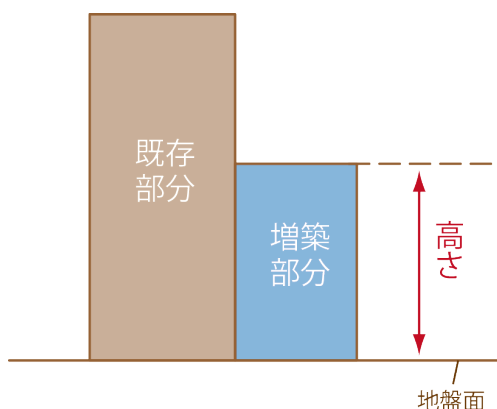
既存部＋増築部の高さ $\geq 15\text{m}$

【用途白地地域及び都市計画区域外】

既存部＋増築部の高さ $\geq 10\text{m}$

※景観形成基準は増築部分のみ適用します。

→ **届出必要**



▼既存部分の横に増築する場合、増築部分の高さで判断します。

【用途地域】

増築部の高さ $\geq 15\text{m}$

【用途白地地域及び都市計画区域外】

増築部の高さ $\geq 10\text{m}$

※景観形成基準は増築部分のみ適用します。

→ **届出必要**

② 別棟として増築する場合

▼既存部分の規模に関わらず、増築部分の規模で判断します。

【用途地域】

増築部分が高さ 15m以上又は延床面積 3,000 m^2 以上
(店舗の場合にあっては 1,000 m^2 以上)

【用途白地地域及び都市計画区域外】

増築部分が高さ 10m以上又は延床面積 1,500 m^2 以上
(店舗の場合にあっては 1,000 m^2 以上)

※景観形成基準は増築部分のみ適用します。

→ **届出必要**

※ 増築行為に伴い外観変更を生じる場合には、別途届出が必要となる場合があります。

→ 参照「[建築物・工作物の外観変更の場合（P.12）](#)」

建築物・工作物の外観変更の場合

【用途地域】

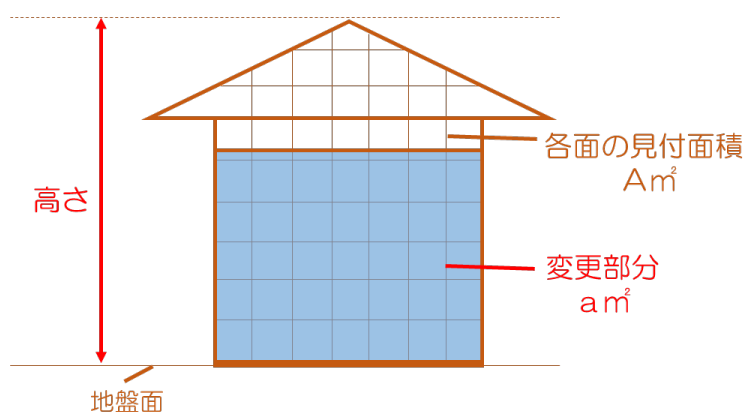
高さ 15m以上の建築物若しくは高さ 10m以上の工作物又は延床面積 3,000 m²以上（店舗の場合にあっては 1,000 m²以上）の建築物で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にかかる見付面積が、各面の見付面積の 1/2 以上

【用途白地地域及び都市計画区域外】

高さ 10m以上の建築物若しくは工作物又は延床面積 1,500 m²以上（店舗の場合にあっては 1,000 m²以上）の建築物で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にかかる見付面積が、各面の見付面積の 1/2 以上

→ 届出必要

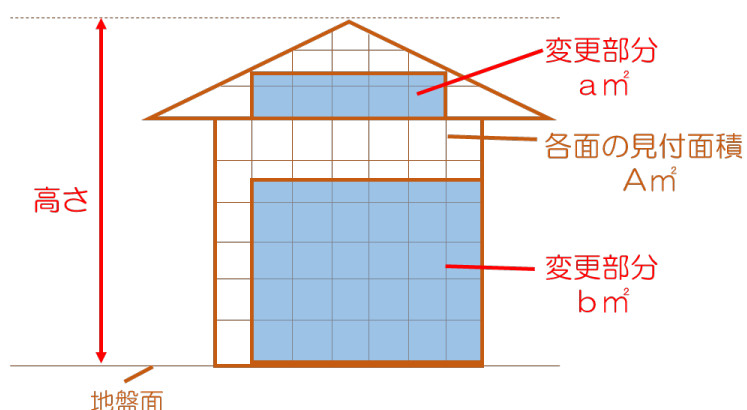
※届出対象基準の算定は、当該行為を行う各面で行います（全ての面の合計ではありません）。



$$a \geq A/2$$

$$a + b \geq A/2$$

→ 届出必要



(2) 届出の対象外となる行為

届出の対象として適用除外となる行為が景観法などで規定されています。

主なものとしては次のとおりです。

(以下、法は「景観法」、令は「景観法施行令」を表します)

■通常の管理行為、軽微な行為その他の行為で政令で定めるもの(法第 16 条第 7 項第 1 号)

(その他の行為で政令で定めるもの)

▽地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等(令第 8 条第 1 号)

▽仮設の工作物の建設等(建築物は仮設であっても届出が必要)(令第 8 条第 2 号)

▽法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為(安全上、防災上、管理上などの見地から規格や仕様が決まっているもの)(令第 8 条第 4 号イ)

▽農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、幅員が 2 メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置(令第 8 条第 4 号ハ(3)) 等

■非常災害のため必要な応急措置として行う行為(法第 16 条第 7 項第 2 号)

■文化財保護法第 43 条第 1 項、第 125 条第 1 項、第 81 条第 1 項等の規定により許可、届出等を要する行為(令第 10 条第 3 号)

■山口県屋外広告物条例の規定に基づく屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置(令第 10 条第 4 号)

□その他、次のような例において、届出の対象外とする場合があります。

(事前相談が必要です)

▽既存の道路や水路、ため池等の補修又は改良を目的とする行為で、大規模な形質変更を伴わないもの。

▽定型的・定例的に行われる行為で、既になされた届出において、景観形成基準に適合し、かつ良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。

・定型的に行われる行為：複数の工区において、ほぼ同一の建築物・工作物を建築・建設する場合(例：栽培施設、排水施設、防霧・防雪施設等)

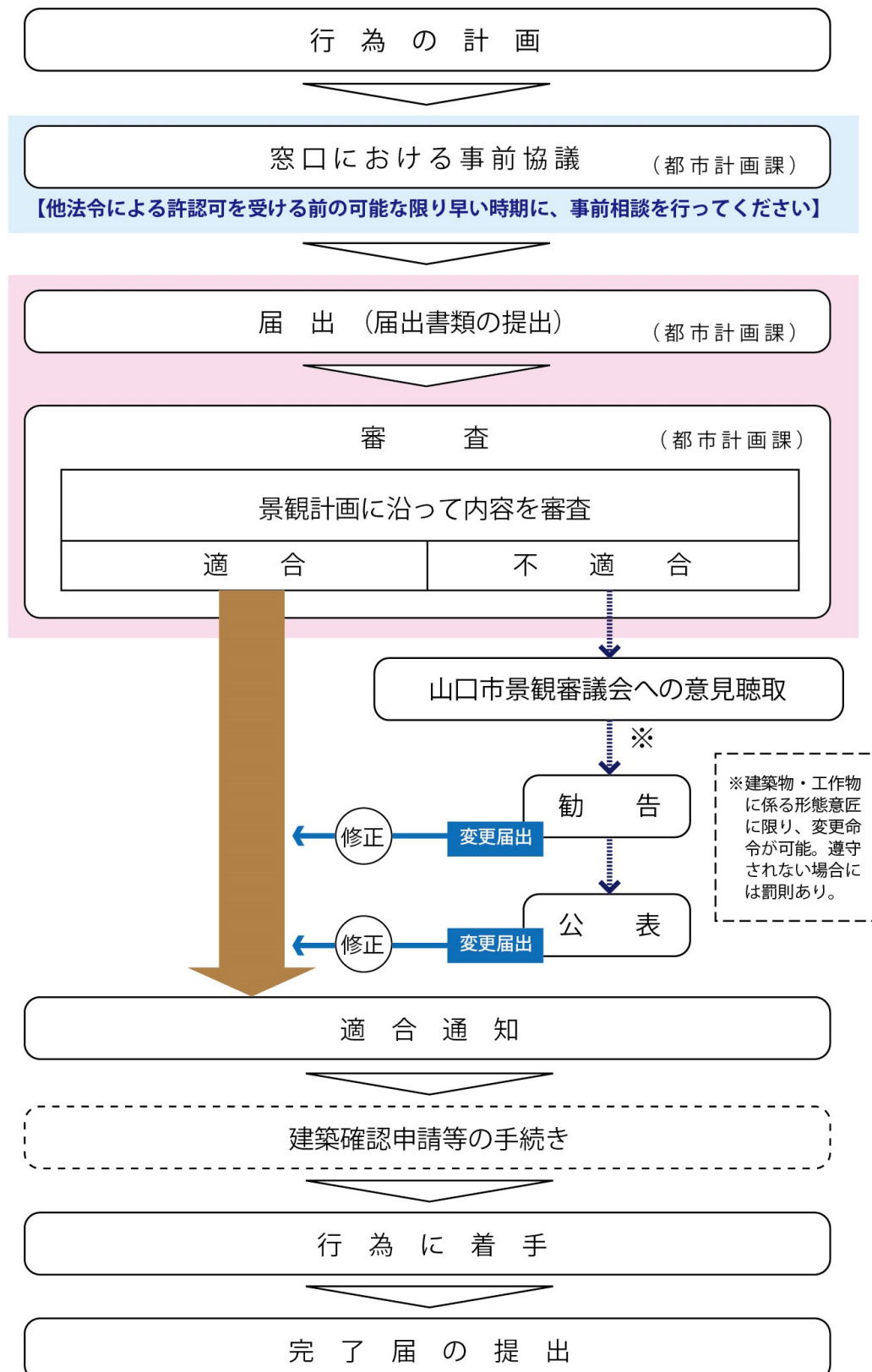
・定例的に行う行為：同一の敷地内や区域内において、一定の時期にほぼ同一の行為を繰り返し行う場合(例：祭りや観光イベント、生業のための建築物・工作物を決まった時期に建築・建設する等)

※これらは、最初に全体計画を届出し、適合判断されたものは、設計変更がない限り、それ以降の届出を要しないものとします。それ以外の行為については、工区毎若しくは年次毎に届出を要するものとします。

届出の対象外となる行為の詳細については、山口市都市計画課へお問い合わせください。

3. 届出手続きの流れ

(1) 届出の場合



■この届出とは別に、建築基準法に基づく建築確認、都市計画法に基づく開発許可、山口県屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可など他法令に基づく許可等が必要な行為は、従来どおりの申請・届出等の手続きが必要です。

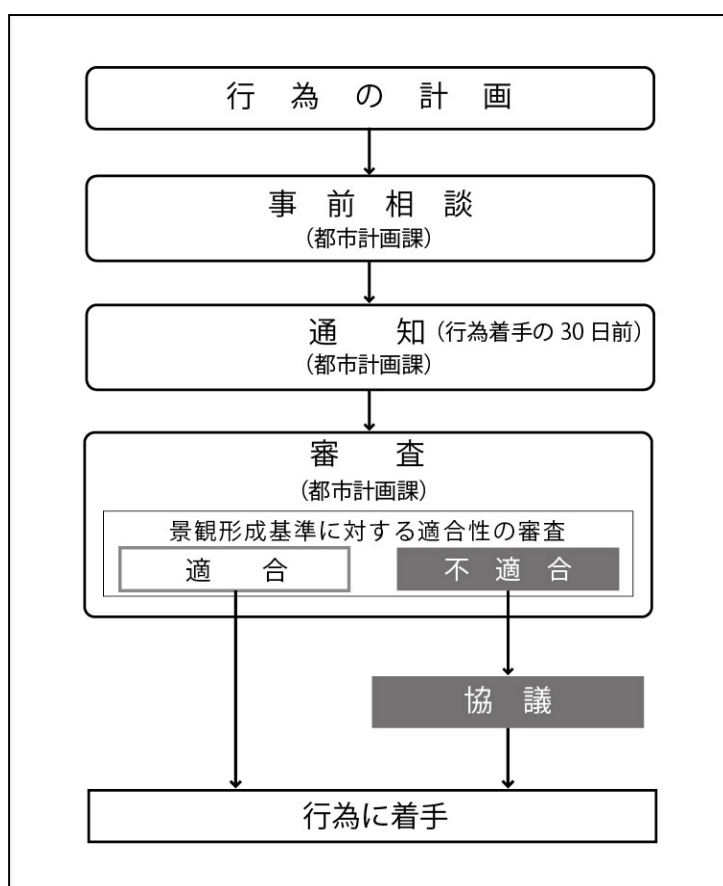
■行為の届出をしなかったり、虚偽の届出を行ったり、行為の着手の制限期間内に行為に着手した者は、景観法第 103 条の規定により、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

行為の着手の制限について

行為の届出をした者は、市が届出を受理した日から 30 日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手することができません。

ただし、届出をしてから 30 日以内に適合通知書を受けた場合は、通知を受けた日から当該届出に係る行為に着手することができます。

(2) 通知の場合



4. 届出に必要な書類

(1) 事前協議における必要書類(正副あわせて2部)

- ☐ 事前協議申出書(様式第1号)
- ☐ 景観形成基準確認票(ゾーン・地区別)(様式第11号)
- ☐ 配慮事項記載シート(景域・地区別)(様式第12号)
- ☐ 添付図書【一覧表参照】
- ☐ (代理者が届出を提出し、届出等を行う場合は)委任状

(2) 届出における必要書類(正副あわせて2部)

- ☐ 行為の届出書(様式第3号)
- ☐ 景観形成基準確認票(ゾーン・地区別)(様式第11号)
- ☐ 配慮事項記載シート(景域・地区別)(様式第12号)
- ☐ 添付図書【一覧表参照】
- ☐ (代理者が届出を提出し、届出等を行う場合は)委任状

※届出の内容を変更した場合は、必要図書を添付の上、行為の変更届出書(様式第4号)により変更の届出を行ってください。

(3) 完了の届出における必要書類

- ☐ 行為の完了報告書(様式第6号)
- ☐ 完了後の状況を示す写真(2方向以上)

【添付図書一覧表】

行為の種類	図書の種類		記載内容	備考
建築物の建築等・工作物の建設等	周辺見取図	・敷地の位置及び周辺の状況を表示する図面	1.方位 2.道路 3.目標となる地物 4.行為の位置	・縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	・敷地及び周辺の状況を示す写真		・カラー写真で2方向以上(カラーコピー可)

行為の種類	図書の種類		記載内容	備考
建築物の建築等・工作物の建設等	配置図	・敷地内における建築物又は工作物、外構等の位置を表示する図面	1.方位 2.敷地の形状及び寸法 3.届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4.隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5.植栽の位置、種類 6.外構施設の位置、材料、高さ 7.現況写真の撮影位置	・縮尺 1/100 以上
	立面図	・彩色が施された立面図	1.各面の方位及び寸法 2.開口部、屋外設備、屋根、軒等の位置及び形状 3.壁面及び屋根の仕上げ材料、色彩	・2面以上 ・縮尺1/50以上 ・建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色を施し、かつ、その彩色のマンセル表示を記載したもの
	その他の図書	・適宜		・必要に応じて適宜
開発行為、土地の開墾 その他土地の形質の変更	周辺 見取図 現況図	・行為を行う土地の区域並びに区域内及び区域の周辺の状況を表示する図面	1.方位 2.道路 3.目標となる地物 4.行為の位置及び区域 5.周辺の土地利用の状況、地形 6.隣接する道路又は水路の位置及び幅員 7.現況写真の撮影位置及び方向	・縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	・区域及び区域の周辺の状況を示す写真		・カラー写真で2方向以上（カラーコピー可）
	計画図	・設計図又は施工方法を明らかにする図面	1.方位 2.行為の前後の断面図 3.設置する施設等の位置、種類、規模 4.植栽等の位置、種類、規模	・縮尺1/100 以上

※行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じた縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができます。

5. 様式記入例

① 事前協議申出書（様式第1号）

（表）
事前協議申出書

代理者が届出を提出し、図書の訂正等を行う場合は委任状（様式任意）を添付

令和〇年 〇月 〇日

（宛先）山口市長

申出者 住所 山口市〇〇町〇〇-〇
氏名 株式会社〇〇〇
代表取締役〇〇 〇〇

※法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名

電話番号 〇 8 3 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

山口市景観条例第8条第1項の規定により、景観計画区域内で行う行為に係る事前協議について、次のとおり申し出ます。

行為の場所	地名・地番	山口市〇〇町〇〇-〇番地	
	地域の別	景域の別	山口盆地を中心とした市街地の 景域
		ゾーン・地区の別	市街地 ゾーン ・地区
	都市計画区域等の区分	☒ 都市計画区域内	☒ 用途地域（ 近隣商業 地域） ☐ 用途地域外
☐ 都市計画区域外			
行為の種類	☒ 建築物の建築等 ☐ 工作物の建設等		
	☒ 開発行為 ☐ 土地の形質の変更	目的 店舗及び共同住宅新築のため	
行為の期間	着手予定 令和〇年 〇月 〇日	行為が複数の場合は全体の着手日と完了日	
	完了予定 令和〇年 〇月 〇日		

備考

- 該当する□欄にチェックしてください。
- ※欄には記入しないでください。

※受付欄

(裏)

行為の種類及び設計又は施行方法						
☒ 建築物	用途	店舗及び共同住宅				
	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替 ☐ 色彩の変更	小数点第2位未満切下げ				
	規模		届出部分	既存部分	計	
		延床面積		1,234.56 m ²	m ²	1,234.56 m ²
		見付面積	東立面	m ²	m ²	m ²
			西立面	m ²	m ²	m ²
			南立面	m ²	m ²	m ²
			北立面	m ²	m ²	m ²
高さ		9.87m	m	9.87m		
☐ 工作物	種類又は用途					
	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替 ☐ 色彩の変更					
	高さ	届出部分	既存部分	計		
		m	m	m		
☒ 開発行為	開発面積	6,543.21 m ²				
☐ 土地の形質の変更	☐ 土地の開墾 ☐ その他（ ）					
	面積	m ²				

② 行為の届出書（通知書）（様式第3号）

（表）

行為の届出書（通知書）

令和〇年 〇月 〇日

（宛先）山口市長

届出者（通知者） 住所 山口市〇〇町〇〇-〇

氏名 株式会社〇〇〇

代表取締役〇〇 〇〇

※法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名

電話番号 〇 8 3 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

景観法第16条第1項（第5項）及び山口市景観条例第9条第2項の規定により、景観計画区域内で行う行為について、次のとおり届け出ます（通知します）。

行為の場所	地名・地番	山口市〇〇町〇〇-〇番地 他 10 筆	
	地域の別	景域の別	佐波川水系・仁保川を中心とした 景域
		ゾーン・地区の別	山地・丘陵地 ゾーン ・地区
	都市計画区域等の区分	☐ 都市計画区域内 ☒ 都市計画区域外	☐ 用途地域（ 地域） ☐ 用途地域外
行為の種類	☐ 建築物の建築等 ☒ 工作物の建設等		
	☐ 開発行為 ☒ 土地の形質の変更	目的 電波塔新設のため	
行為の期間	着手予定 令和〇年 〇月 〇日 完了予定 令和〇年 〇月 〇日		
他法令の許可等	工作物確認申請中、森林法第〇条の届出申請中		
事前協議結果通知書	令和〇 年 〇月 〇日 〇〇 号		

備考

- 1 該当する□欄にチェックしてください。
- 2 ※欄には記入しないでください。

※受付欄

--

(裏)

行為の種類及び設計又は施行方法						
□建築物	用途					
	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替 ☐ 色彩の変更					
	規模			届出部分	既存部分	計
		延床面積		m ²	m ²	m ²
		見付面積	東立面	m ²	m ²	m ²
			西立面	m ²	m ²	m ²
			南立面	m ²	m ²	m ²
			北立面	m ²	m ²	m ²
高さ		m	m	m		
☑️工作物	種類又は用途		電波塔			
	☒ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替 ☐ 色彩の変更					
	高さ		届出部分	既存部分	計	
		20m	m	20m		
□開発行為	開発面積		m ²			
☑️土地の形質の変更	☐ 土地の開墾 ☒ その他 (切土による土地の形質変更)					
	面積		1,000 m ²			

③ 行為の変更届出書（様式第4号）

行為の変更届出書

令和○年 ○月 ○日

（宛先）山口市長

届出者 住所 山口市○○町○○ー○
氏名 株式会社○○○
代表取締役○○ ○○

※法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名

電話番号 083-○○○-○○○○

景観法第16条第2項及び山口市景観条例第9条第3項の規定により、景観計画区域内で行う行為の変更について、次のとおり届け出ます。

行為の場所	山口市○○町○○番地、○○番地	
行為の種類	建築物の建築	
届出年月日	令和○年 ○月 ○日	
行為制限の適合通知書	○○号	
行為の期間	着手予定 令和○年 ○月 ○日 完了予定 令和○年 ○月 ○日	
変更の内容	※従前の計画からの変更点を記入 例）配置図の変更（敷地の形状及び寸法、植栽の位置、外構施設の位置等） 立面図の変更（壁面及び屋根の仕上げ材料、色彩、屋外設備の位置等）	
変更の理由	※従前の計画からの変更理由を記入 例）・植栽及び外構施設の位置が決定したため ・壁面の色彩について、「避けるべき色」から「推奨色」へと変更	※受付欄

備考 ※欄には記入しないでください。

④ 景観形成基準確認票（ゾーン・地区別）（様式第 11 号）

景観形成基準確認票（市街地ゾーン）

項目	景観形成基準	
景域別の配慮事項		
		☒ 「第 3 章 地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる景域別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。
ゾーン別の配慮事項		
建築物・ 工作物	位置	☒ 地域の景観を特徴づけている山や河川等への眺めと調和した配置とする。 ☒ 通りや周囲との連続性を保全・形成するよう配慮した配置とする。
	形態・意匠	☒ 周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した形態・意匠とする。 ☐ 商業系市街地では、建物の建ち並びや歩行空間との連続性を意識した形態・意匠とし、多くの人が集うことによるにぎわいを創り出すよう工夫する。（該当なし） ☐ 長大な壁面等を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。（該当なし）
	設備等	☒ 建築物等の周囲に設置する設備類は、道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等の措置を行い、見苦しくないよう配慮する。 ☒ 屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。
	色彩	☒ 周囲の景観との調和に配慮し、奇抜な色彩の多様は避ける。 ☐ 商業系市街地では、にぎわいの演出のために使用するアクセントやポイントとなる色彩は、低層部分においてのみ使用し、全体として見苦しくないよう留意する。（該当なし） ☒ 屋根は外壁色と調和したものとする。
	付帯する屋外 広告物	☒ 節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。 ☒ 掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。 ☒ 屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず屋上に設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、高さは 1 層分程度に抑える。
	外構・緑化等	☒ 道路境界付近では、生垣や花壇の設置、あるいは樹木等による植栽を施し、通りからの見え方において緑を効果的に活用した潤いのある外観を創出する。 ☒ 建築物等に付随する塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 ☒ 付属する駐車場では、無機質な印象とならないよう植栽や舗装等での工夫を行う。
	外観照明	☒ 住居系市街地では、ネオンサインやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。
開発行為等	造成等	☐ 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。（該当なし） ☐ 法面や擁壁が生じる場合には長大なものはできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化等の措置を行うことにより、周囲と調和するよう努める。（該当なし）

⑤ 配慮事項記載シート（景域・地区別）（様式第 12 号）

配慮事項記載シート（阿武川水系を中心とした景域）

景観形成方針	配慮・措置の内容
(ア) 背景となる山並みや河川を生かした 原風景の保全	・道路境界から壁面を後退させ、周辺にゆとりを感じられるように計画します。 ・周辺の建築物から突出しない高さとします。
(イ) 変わらない美しさが創り出す田園・ 集落地景観の保全・形成	・周辺の自然景観と調和するよう、赤瓦の勾配屋根を設置します。 ・自然景観を阻害しないように、光の量や色を考慮した照明計画とします。
(ウ) 集落が有する歴史・文化資源を生かした 景観形成	・行為地内にある樹齢 100 年の古木を残せるような配置計画とします。
(エ) 移動に伴い変化する景観（シーケ ンス景観）の保全・形成	・駐車場の入口、出口を各 1 か所とし、その他の道路境界付近は生垣により緑化します。

配慮事項記載シート（佐波川水系・仁保川を中心とした景域）

景観形成方針	配慮・措置の内容
（ア）特色ある自然景観の保全・活用	・ 山間地に位置する敷地であることから、地形を生かした建物配置となるよう工夫した。 ・ 自然の植生をできる限り保全した。
（イ）山々の樹林地と農地、集落が一体となった田園・集落地の景観形成	・ できる限り周辺の樹林地から出る高さを抑え、一部見える部分については、その部分が目立たないようにこげ茶色の色彩とした。
（ウ）集落が有する歴史・文化資源を生かした景観形成	・ 歴史・文化資源が近くに立地しないことから該当しない。
（エ）移動に伴い変化する景観（シークエンス景観）の保全・形成	・ 主要な道路には面していないことから該当しない。

配慮事項記載シート（山口盆地を中心とした市街地の景域）

景観形成方針	配慮・措置の内容
（ア）青垣の山並みと調和したまとまりある市街地景観の形成	・ 背景となっている今山への眺望を保全するため、山並みの稜線を阻害しない配置とする。 ・ 建物の高さはできる限り抑え、周囲から突出したボリュームとならないよう配慮する。
（イ）心地よい暮らしを感じさせる潤いある景観の形成	・ 平面駐車場のまわりには、花や樹木による修景を施し、潤いを感じることが出来るよう配慮する。 ・ 舗装をインターロッキングとすることで、無機質な印象を与えないようにする。
（ウ）にぎわいと文化の薫る魅力ある景観の形成	・ 該当無し。
（エ）移動に伴い変化する景観（シークエンス景観）の保全・形成	・ 敷地境界付近には樹木による植栽を施し、街路樹と相まって緑がつながる景観となるよう配慮する。 ・ 施設名を示す壁面サインはシンプルで落ち着いたデザインを採用する。

配慮事項記載シート（樫野川河口から瀬戸内海沿いの景域）

景観形成方針	配慮・措置の内容
（ア）豊かな自然景観の保全・活用	・ 周囲の田園風景に調和するよう、最大限に緑化を行いました。
（イ）広がりのある田園と集落が創り出す田園・集落地景観の保全・形成	・ 周囲の田園や住宅との調和を目指し、外壁の仕上げには落ち着いた印象を与えるよう、部分的に石材を利用しました。 ・ ごみステーション、自転車置き場等についても周囲に植栽を施しました。
（ウ）集落が有する歴史・文化資源を生かした景観形成	・ 隣接する神社の敷地から一定の距離を置いた配置としつつ、敷地境界付近に植樹することにより緑の連続性を創出しました。
（エ）移動に伴い変化する景観（シークエンス景観）の保全・形成	・ 八十八ヶ所霊場を巡るルート沿いに位置することから、屋外広告物は１ヶ所に集約して、控えめな大きさ、デザインとしました。

配慮事項記載シート（一の坂川周辺地区）

景観形成方針	配慮・措置の内容
（ア）一の坂川を中心とした潤いとやすらぎに満ちた豊かな自然景観の形成	・敷地境界には花壇を設け、季節ごとに変化する景観の形成を図った。 ・駐車場を設ける部分には、まちなみの連続性が途切れないように塀と植栽を施した。
（イ）大内文化の伝統的・歴史的な遺産を継承する景観の形成	・外壁の仕上げは、この地区で多く用いられている漆喰塗り壁と板塀の組み合わせとした。 ・道路に面して設置する空調の室外機を木製ルーバーで目隠しして、見えないように配慮した。 ・屋根は周辺の景観と調和するよう、黒瓦葺きの勾配屋根とした。
（ウ）周辺の地区と調和した景観の形成	・周辺の地区から突出した印象を与えないよう、建物の高さは2階建てとした。 ・商店街から連続して歩いて楽しめるよう、1階の店舗部分は中の様子を伺えるつくりとした。

配慮事項記載シート（新山口駅周辺地区）

景観形成方針	配慮・措置の内容
（ア）新たなまちの顔として、開放的で洗練された都市景観の形成	・ 屋根に設置している室外機は、ルーバーを設置し、新山口駅や歩道などからの見え方に配慮した。 ・ 建築物上部の壁面広告物は、切り文字として主張しすぎないデザインとした。
（イ）出会いと交わりが生み出すにぎわいの都市景観の形成	・ セットバックした空間にベンチ等を設置し、地域の人々が休憩などに利用できる空間を創出した。 ・ 1階部分に間接照明を設置し、夜間においてもにぎわいを感じられるように配慮した。
（ウ）多彩な緑に色取られた潤いある都市景観の形成	・ 緑の潤いを感じられるように、敷地内には花壇を設け、季節ごとに変化する景観の形成を図った。 ・ 駐車場の境界付近に植栽を行い、無機質な景観になることを避けた。

⑥ 行為の完了（中止）報告書（様式第6号）

行為の完了（中止）報告書

令和○年 ○月 ○日

（宛先）山口市長

報告者 住所 山口市○○町○○-○
氏名 株式会社○○○
代表取締役○○ ○○

※法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名

電話番号 083-○○○-○○○○

山口市景観条例第15条の規定により、景観計画区域内における行為の完了（中止）について、次のとおり報告します。

行為の場所	山口市○○町○○番地、○○番地
行為の種類	建築物の新築
届出年月日	令和○年 ○月 ○日
行為制限の適合通知書	○○号
完了（中止）の年月日	令和○年 ○月 ○日
行為を中止したときは、その理由	

備考 ※欄には記入しないでください。

※受付欄

--